

平成28年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成28年9月12日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5 議第35号 白川町中小企業・小規模企業振興基本条例について

日程第6 発議第3号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第7 議第36号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第37号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第38号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 加藤邦之君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、
4番 今井昌平君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 嶋田有康君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	今井智也君
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 嶋田有康君）

○ 議長 皆さん、おはようございます。朝晩は少し秋めいてまいりました。昨日は全町一斉に町防災訓練が行われて、多くの町民の皆様にご参加をいただきまして、ありがとうございました。

例年の様に災害が近年は起きているわけですが、今年も熊本地震をはじめとし、東北、北海道地方が台風や大雨による大災害が発生いたしました。地球規模で温暖化が進み、今後あらゆる場所で災害が発生すると専門家は警鐘を鳴らしております。本町においても、今後とも防災の備えを充分にしていかなければ

ばと考えます。

さて、本日、白川町議会第3回定例会が招集されまして、全議員のご出席のもと、ただ今から会議を進めてまいります。ご協力のほどお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

○ 議 長 なお本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議 長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議 長 ただ今から平成28年白川町議会第3回定例会を開会します。

○ 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 杉山哉史君)

○ 事務局長 平成28年7月15日、第2回定例会以降の諸般の報告をした。

なお、平成28年7月25日、8月25日に執行されました例月出納検査の結果及び6月から8月に執行されました各課所管の平成27年度事務事業の監査結果及び決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第8号 平成27年度白川町財政健全化判断比率」、「報第9号 平成27年度白川町簡易水道事業資金不足比率」、「報第10号 継続費精査報告書」並びに、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されました「報第11号及び報第12号 専決処分の報告について」、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

○ 議 長 ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 服部圭子君、4番 今井昌平君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間としたいと思いません。これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月21日までの10日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。

(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 本日ここに白川町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員全員のご参加をいただき、有り難うございます。会議に先立ち、先のいくつかの台風により被災された地域のみなさまに、心よりお見舞いを申し上げ、早期の復興をお祈りいたします。

議長さんの冒頭のごあいさつにもありましたとおり、想定外の雨量であったり、風であったり、コースであったりと、今、地球規模での想定外の自然災害が発生しております。日本へ襲来する台風がかつてより風速で15%も強くなっているという分析結果が発表されました。地球温暖化の結果であることは明白です。つまりこれは天災ではなく人災であるわけです。ここ数年上昇が止まっていたかのようにみえた大気温が、今ここにきて急激に上昇しはじめて、そしてこれは加速的に進むと科学者は警告しています。とりわけ北極圏での変化が大きく、また日本での最高気温、名古屋で45度にもなると想定され、雨量も今の倍から3倍になるといいます。つまりもう待ったなしの状況であります。学者によってはもう手遅れだと発言する人もいます。これは今だけ、自分だけという志向が蔓延った結果であると考えます。地球温暖化は、決して国レベルだけの課題ではありません。我々の日常生活にこそ多くあります。またその解決の一握も我々の身近な真伝にあると考えます。

三重県の林業拠点で国内有数の森林所有者の速水林業の社長は、間伐、林業というのは、今から100年、200年も先のことをどう想像するかが大切である。私は400年先に法隆寺の補修に使ってもらうのを夢としていますと言い、材木は建築材として長年二酸化炭素を固定しています。今私たちにできる積極的な温暖化防止策は、森林の適正管理であります。そして自ら生活の場において、温室効果ガスを排出しない生活の見直しです。ハチドリの山火事の消化のたとえであっても、今だけ、自分だけの考え方を改め、地道な活動を通して大きな力になることを切に希望いたします。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定1件、条例の一部改正1件、平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計補正予算3件、平成27年度一般会計及び各特別会計の決算認定1件の合わせて6件を予定しております。このほか追加議案として、教育委員会委員の選任に係る人事案件2件などを予定しておりますのでよろしくお願いします。

議第35号は、条例の制定であります。小規模企業振興基本法及び岐阜県中小企業・小規模企業振興条例の制定に伴い、本町の中小企業・小規模企業の振興を図るため、理念や責務、役割等を定めた「白川町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

議第36号は、平成28年度一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正では、総額6,740万円を追加し、補正後の予算総額を6億5,160万円とするもので、補正の主な内容は、総務費では、合併60周年記念式典等開催事業交付金に113万円、ICT推進事業に48万円、地籍調査委託料として300万円、家屋台帳管理システム委託料として220万円、標準宅地不動産鑑定委託料等として294万円を追加、民生費では、障害者自立支援給付費精算にともなう返還金に1,115万円、老人福祉施設入所者負担金として167万円、保育園施設維持修繕工事費として292万円を追加、衛

生費では、一般廃棄物処理事業として505万円を追加、農林水産業費では、鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金に801万円、認証審査推進事業補助金に160万円、林道維持管理委託料として400万円を追加、商工費では、道の駅施設管理運営事業に160万円、土木費では、道路維持修繕事業に770万円、消防費では、消防団活動費に250万円、教育費では、中学校維持管理事業に167万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入予算として、県支出金では、地籍調査事業費207万円、鳥獣被害防止総合対策整備事業費970万円を追加、寄付金では、道路橋梁費寄付金122万円、雑入では、消防団員退職報償金250万円を追加、そして前年度繰越金4,834万円余を追加して収支の均衡を図りました。

議第37号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。制度改正に対応するシステム改修費として44万円、療養給付費交付金過年度返還金236万円を追加して、補正後の予算総額を11億5,380万円とするものであります。

議第38号は、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第2号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金2,650万円を追加して、補正後の予算総額を11億1,250万円とするものであります。

認第1号は、平成27年度白川町一般会計及び各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。

何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

2番 藤井宏之君。

(2番 藤井宏之君)

○ 2番 ただ今議長からお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。その前に、冒頭議長からもご挨拶ありましたように、東北、または北海道に対しての台風10号等の被害によりまして亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げ、また被災された方々にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは質問をさせていただきたいと思います。まず質問事項の1つ目、三川の旧自動車協業組合跡地の町有地の現状について質問いたします。

現在、三川・旧自動車協業組合跡地を見ますと、二車線化が出来た当初、おそらく10年くらい前であったと思いますが、二車線化が出来た当初から残土置き場として使用されているためか、その残土が山のように高く積み、雑草が覆い茂っている状態のため、道路から川も見えない状態で大変景観も悪く道路としても見通しの悪い状態となっております。あの場所が二車線化された当時は、協業の移転・解体自動車等の移転で町も相当ご苦労されたことを、当時私も耳にしており、ようやく完成して通った時の喜びは今でも覚えております。しかし、それもつかの間、次第に残土置き場と化し、現在の状態となっていると思います。看板等も何も無いため個人か企業の所有地かと思われていたことが、確認しましたところ町有地であることが解りました。

私の記憶に間違いがあるかもしれませんが、当初あの場所を駐車場か公園のような有効利用するような計画ではなかったかと聞いております。今年もこの夏の時期、川へ鮎釣りなどで来られる方が特に多く目立ちました。三川地内から黒川にかけては道路幅も狭かったりと、待避場として設けてある場所に他県車が多く止まっているため、ドライバーにとっては大変迷惑なことでありました。地域住民の方々は、少しでも景観を良くしようと川をきれいにしたり、景観整備を行ったりと、自然の良さを守りつつ住民同士でこの田舎の田園風景を守っているのが現状です。

現在、三川で残土置き場として使用されている町有地について、川の見える状態に出来ないかとまずお願いしたいと思います。そして東屋と車が数台止められるような場所になると更に景観がよくなり活用が広がるのではと提案します。そこで質問ですが、今後この町有地について、有効利用の計画は有るのか無いのか、今後も引き続き残土置き場として利用されるのか、そして、これと類似した町有地が他地区にも有るのか無いのか質問します。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 それでは2番 藤井議員さんの質問、三川地内の元の自動車協業組合跡地の町有地の現状について答弁いたします。ご質問の対象となっている土地については、平成19年7月に主要地方道白川福岡線道路改良工事に関連して取得し、普通財産として町が管理をしております。この土地の利用状況については、平成21年度に国体関連でクレール射撃場に通ずる道路として整備しましたタル坂林道の開設に伴う発生土、いわゆる残土をこの土地に搬入しております。その後、平成22年及び23年には、災害に伴う発生土のストックヤードとして利用しております。特に林道開設のような地山の切り取りから発生する土は、良質なものが多く、貴重な土木資材として仮置きをしながら他の工事への流用や、災害復旧工事の際には、大型の土嚢材として利用したり、また、仮設道路などの盛土材としても活用し、公共工事等の事業コストの削減を図ってまいりました。その後も県工事、町工事等の発生土、流用土の搬入、搬出を繰り返し、現在では約1,000 m³の土砂、礫、転石等がストックされております。

岐阜県においては、建設工事の副産物である建設発生土等の有効な利用の促進を図ることを目的として、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱が制定されております。この要綱では、建設発生土等を公共工事間での利活用を促進するために、発注者及び受注者は発生土等を必要とする他の工事現場と連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保や再資源化施設の活用に努め、特にストックヤードが必要な場合は極力、公有地、官地等を利用するよう規定しております。

現在では、町内業者により残土処理場等が整備されてきておりますが、当時はそのような施設もなく、公共工事に伴う発生土等のストックヤードを確保するのがとても困難であったことを記憶しております。この土地をストックヤードして活用ができたのは、立地条件として地理的な要因や大型車両が寄り付き易いなどにより、年度間の事業展開がスムーズにできたものであると考えております。

また、この土地については、年2回程度の草刈りを実施し、道路や河川環境への配慮も行っておりますが、議員ご指摘のとおり、全体的な土地の景観としてはあまりよくないのが現状であります。今後は現在ある土砂等については、公共工事の埋め立て計画等に合わせて、土地の整地などを行い、少しでも景観が良くなるような対応と、歩道に面しているため安全性の確保を図っていきたいと考えております。また、町有地である旨の看板などの設置も行うことといたします。

ご質問の中にある今後の利用計画の有無についてであります。現在のところ利用計画はございませんが、先ほども述べましたとおり、ストックヤードの確保が必要であるのも事実でありまして、特に大型車両が寄り付き易い場所にある町有地はあまり他には無く、民間の残土処分場等の利用状況をみながら総合的に判断し、今後どのようにしていくのか検討していきたいと考えております。

最後に、これに類似した町有地が他地区にあるのかというご質問であります。県道沿いといった人目に付きやすい場所にはございませんが、町有林などの一部

でストックヤードとして利用している箇所もあるため、一度利用状況を確認し、必要な場所には整地などを実施して、適正な管理を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

○ 2 番 再質問はないですけれども、今の答弁をいただきまして、とにかく現地の所が歩道もあるということ、それから通学路にもなっておるということですので、それに対する安全対策をしっかりと行っていただきたいということをお願いして、1問目の質問を終わります。

次に質問の2の方ですけれども、この質問をする前にお断りしておきますが、誤解を受けやすいのでお断りするわけですが、太陽光パネルの飛散被害ということで質問します。私はこのクリーンなエネルギーである太陽光発電設備に対して、反対しているとかそういうことではないので、そのへんのことを誤解されないようにということでお断りしてから質問に入ります。

質問の2番目としまして、太陽光パネルの飛散被害についてという質問をします。私は、議員になった年の12月定例会で、町内各学校の屋上に設置してある太陽光発電のパネルと架台の点検について質問をしました。当時の回答では、現在のところ定期的な保守点検は実施していないとの回答であり、今後については、施工業者等による固定部分等の点検など専門家の意見も聞きながら検討していきたいとの回答でありました。後ほど保守点検について現在はどのようになっているのかお聞きしますが、このほど経済産業省は4月27日、「一般用太陽電池発電設備に対するパネル飛散防止に係る周知について」と飛散防止のための注意喚起資料をホームページ上に載せてあります。それを見ますと、去年は台風等による太陽光パネルが飛散する被害が相次いで発生したこと。そして飛んだパネルが近隣の住宅や車に被害を与えた例もあるとの事がでております。万が一、他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる場合があるとも書いてあります。こうしたことを未然に防ぐために、パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等の定期的なチェックが事故の未然防止につながると書いてありますので、是非業者任せだけにしないで設備の管理をお願いしたいと思います。

また、この注意喚起資料には、万が一破損したパネルを発見したら「パネルや設備には絶対触れない」としてあります。これは、破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等は触れると感電する恐れがあるとの事です。つまり、光が当たっていれば発電しているということですので。こうした注意喚起は、設置業者の義務であるとも思いますが、一般住民から見ればクリーンエネルギーというイメージで太陽光発電は安全だと思いがちです。急激に普及してきた太陽光発電ですが、幸い今日、町内ではこうした問題が発生していないので安心しておりますが、この先のことは解りません。起きてからでは遅いので、一般住民へも注意喚起を促すよう知らせるべきだと思います。

これからも暫く続く台風シーズンです。今回の台風10号による河川敷に設置してあった太陽光発電が被害にあったニュースを見たばかりです。この先20年

続くとされる太陽光発電、再生可能エネルギー特別措置法に基づく、固定価格買い取り制度の施工以降、太陽電池発電設備が急激に増加しております。もっともクリーンなエネルギーとしての太陽光発電を安心して安全な設備として普及・使用して頂くためにも、事故がおきないように祈るばかりです。

そこで質問ですが、学校太陽光発電施設の保守点検について、平成25年12月定例会以降から現在までどのようなになっているか。そして2つ目に、一般住民、子供さんに対して行政から注意喚起を呼びかける事に対して、どのようなお考えなのかお聞きいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 それでは、2番 藤井議員のご質問にお答えします。

議員にはご質問の冒頭にありますように、平成25年12月定例会において各小中学校の屋上に設置してあります、太陽光発電パネルと架台の点検についてご質問いただいております、この時には、平成22年度に国の交付金を活用して、町内の6つの小中学校に設置しました太陽光パネルにつきましては、耐震、加重等を考慮しながら、建築基準法の規定を遵守し、設計施工したものであること、そして現在は、定期的な保守点検は実施していない旨の答弁をいたしております。また、議員のご指摘を受けまして、当時の課長が「今後におきましては施工業者等による固定部分等の点検など、その方法について専門家の意見を伺いながら検討していきたい」とお答えしたところでございます。その後の対応につきまして確認いたしましたところ、翌年の平成26年8月に、施行した業者をお願いをして、架台やパネルの設置について異常がないか点検を依頼し、結果、異常のない旨を確認したと聞いております。

システムという部分での点検という点では、電気事業法によりまして、出力が50キロワット以上の太陽光発電設備は、電気主任技師を選任し、年に2回以上の点検を受けることが義務付けられておりますが、50キロワット未満の設備は点検の義務がないとされています。本町の各学校に設置した設備はすべて20キロワットであり、法的な定期点検は必要ないということになりますが、議員が心配されている、強風により飛ばされることについては、設計基準以上の風が吹くことを、想定外でなく、想定内と受け止めていくことも今後求められている時代であるというふうに認識しております。システムのメンテナンスにおいては、4年に一度程度の点検が推奨されていますので、これを参考に今後、定期的な点検をしていければと考えています。

地球にやさしい発電システムは、教育の一貫としての設備であり、安全安心な学校づくり交付金事業の趣旨に添うように進めてまいりますので、議員のご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、学校以外の部分については企画課長から答弁させていただきます。

○ 議長 企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 藤井議員さんの太陽光パネルに関する一般質問のうち「注意喚起」の部分につ

いてお答えさせていただきます。

引用されております経済産業省の通知につきましては、一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）宛てに出されたものかと思っております。この通知は主として太陽光発電を生業とする事業者向けのもので理解しておりますが、参考条文として、平成9年の通商産業省令である「電気設備に関する技術基準を定める省令」の中の第4条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならないという条文を掲載しておられまして、太陽光発電を電気設備として適切に管理することとされています。太陽光パネルの飛散による第三者への損害賠償が発生した際の責任の所在につきましては、設置業者による瑕疵担保が最短2年あることから、その期間であれば所有者が設置業社に対し責任を追及することもできますけれども、基本的には所有者にその責任があるとされております。

行政として、設置されている民間施設の点検義務を負わせることはできませんけれども、国土利用計画法や自然保護条例に規定する開発につきましては、事業者に対して災害に対する対応を図るよう指導を行うこととしております。規模の小さなものにつきましては、町の関与なく設置されるものもございますけれども、ソーラー設備の設置基準に、地域ごとに定められた基準風速というものがございまして、各メーカーはこの基準をクリアした機器を設置しております。これを上回る想定外の強風によりまして、全国で被害が発生しており、国の基準も見直しが見直しが現在検討されております。

また、個人的に自宅の屋根に設置するタイプの太陽光発電設備につきましては、町の方から補助金を交付しておりますので、完成検査の折りに設置された方に対しては注意喚起を促したいと考えております。

さて、今年4月に発生しました熊本地震に際して、太陽光発電協会から一般の住宅に太陽光パネルを設置しているユーザーの方に対して、震災で倒壊の恐れのある家屋に設置されたもの、または、倒壊した太陽光発電システムについて、感電の危険性などに関する対応についての周知がされています。飛散することに対する注意もございますけれども、こういった被災した太陽光発電施設に対して注意することについても、認識が不足していると思われまますので、注意喚起が必要かと思っております。

台風等による災害に対する啓発としましては、中部電力では「切れた電線には触らない」といったようなものがございまして、町から発信しております「災害への備え」として、雨どいの清掃ですとか、飛びやすい物の対処など、台風に対するそういった対応をあげておりますけれども、そのひとつとしてソーラーパネルの点検、また被災した機器の対応の方法も加えながら広報、ホームページなどで周知啓発を行いたいと考えます。

町には、太陽光発電を設置している学校以外の施設として、ピアチェーレ、福祉センターがございまして、それぞれの施設の所管の方で設置業者に対し、点検について確認することとして参りたいと考えます。以上で、藤井議員さんの一般質問に対する回答とさせていただきます。

- 議 長 再質問はありますか。はい。
- 2 番 質問はしませんが、冒頭のと申しますか町長のあいさつにもありましたように、先ほども強風とかそういったのが10何%増えているということですので、そういった異常気象が起きている状況ですから、特にこうした、仮にこれが一般住民でもし何か事故があつてからでは大変遅いですので、合わせて注意喚起をぜひして呼びかけていただきたいというようなつもりでおりますので、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

- 議 長 2番 藤井宏之君の質問を終わります。次に8番 安江孝弘君。
(8番 安江孝弘君)

- 8 番 一般質問をする前に一言申し上げたいことは、町民の方から町民会館の玄関のブロックを撤去して、車いすでも上がれるようにしていただいたことに対して本当に有りがたかったと町長に御礼を言っておいてほしいということでございました。

それから2番目には、つい最近、白川加子母線においてトラックの横転事故がございました。この横転事故がいつもあることではございませんけれども、白川加子母線は長距離の大型トラックが行き来をしているところがございます。その横転トラックのために、東白川村から来る車が美濃東部農免道路の宇津尾の方に上がり、そして知らずに宇津尾の通行止めの箇所まで行ってしまい、そして広野へ抜けて白川口へ降りた車、あるいは無渡へ行って、無渡から下りて行ける車はよかったです、一番ひどいのは加子母から来て、東白川村からトンネルを抜けて黒川へ出た時に、不動滝の狭い道路で、車の行き来で渋滞をしてしまったと。そのことについて、こういうことがあるから自然災害じゃございませんけれども、自然に分かっていることがなぜ出来ないかというきついお叱りを受けたことは事実でございます。だから道路網の整備そのものを、交通事故はどこでも頻繁に起こることは事実でございますが、ただこういう交通事故があつて、昨日交通安全大会がありましたけれども、警察も誰もこの事故に対する不平、不満のことは言われなかったが、こういうことが一番大事なことではないかと私は思いました。どうかそんな状況の中で、これから議会も、執行部も、道路網の整備に力をいれていかなければいけないと思います。

では、一般質問をさせていただきます。私は今回この質問に対して、教育長に大変失礼な言葉を出すかもしれませんし、また教育の問題について私ごときが質問する状況じゃないこともよく分かっておりますけれども、町民からのご意見もでございますので、取り上げさせていただきます。見出しについては、本町も人口減少化が進み、特に少子化問題をどう取り組むかということについてでございます。

現在、全国的に人口減少が進み、特に少子化問題となり、早急な取り組みが必要とされています。本町も20年も前から過疎化が問題となつてまいりました。様々な案や方策が話題となりましたが、人口減少化を食い止める手だては未だに見当たりません。児童生徒の数は減少の歯止めがかからず、小学校ではもう3校が児童数減少のため、複式学級を編成している状況でございます。それは白川小

学校では2年生と3年生が複式学級で、2年生は男子1名、女子4名、3年生は男子5名、女子4名でございます。また白川北小学校では3年生と4年生が複式、5年生と6年生が複式で、この数は3年生の男子が1名、女子2名、4年生が男子3名、女子5名、そして5年生は、男子5名、女子3名、6年生は男子2名、女子3名で複式学級となっております。また佐見小学校では3年生と4年生、5年生と6年生が複式学級ですが、3年生では男子3名、女子2名、4年生では男子4名、女子が3名、5年生では男子5名、女子1名、6年生では男子7名、女子2名が複式学級となっております。各学校のおよそ3分の2の児童が複式学級に編成されて、2つの学年の児童が1つの教室で学習をし、教師は2つの学年の授業を同時には行えないので、半々に分けての授業となり、児童は教師とは直接には半分の授業を受けられない形であると思われまます。

新指導要領では英語の時間が増え、道徳が教科扱いとなり、アクティブラーニングを取り入れることになっておりますけれども、複式編成で学ぶ児童にとっては大きな負担増になっております。学力を高めていくには、普通の学級に比べて半分の時間しか教えてもらえない。音楽、体育、理科のような教科の授業では、なお問題が重大であると思えます。

教材、教具に関しても、少人数では小学校への予算額が減少するので、新しく購入して使用する教材、教具も限定され、児童の使用が不十分となり、児童の学ぶ力に及ぼす影響は大きいのではないのでしょうか。

教師にとっても複式学級の指導は、多難を極める指導を要する。2つの学年クラスを同時に担任することになり、同時に授業を進めなければならない。1時間の授業の半分ずつを自習できるように教材を選び、課題を作って自習ができるように普通学級の倍以上の時間や労力を費やして、毎時間分作成し授業に臨まなければならないと思えます。

新しい教科の英語指導、道徳の指導など、複式学級では学年の枠を超えた指導することになるかもしれないが、個々の子どもに学年に応じた良質な学校教育を受けさせ、子ども達の多様な個性、能力を開花させ人生を豊かにする資質を養うという要綱からそれるのではないのでしょうか。

新規採用を終えた経験の浅い教師には、複式学級の担任をさせるには問題点もあるので、普通学級の担任経験のある教師に任せたいものであるけれども、現状では経験者が大量退職されまして、新採用の教師が増えているので適任者を得ることは困難な実態ではないかと思えます。本町のように複式学級で学ぶ子ども達には大きなハンディがあり、教師には過重な勤務と責任を求め、複式学級の父兄には子どもの受ける学校教育に不安を感じさせている。

中学校においては、心身の発達極めて大きく、思春期に入り心が顕著な変化をする時期である。この時期に多くの友達と切磋琢磨して自分を磨き、協調しあって物事を成し遂げ、自立力、自己実現を高めていかなければならない。このことは特に中学校で学びとれる重要な成長の過程である。少人数によってこうした場が制限され少なくなっていくことは、子どもの人間形成上極めて大問題ではないのでしょうか。

中学校の生徒においては、様々なタイプの生徒と切磋琢磨して学び合うとともに、全校で行う学校行事、自分の希望の部活動に入って心身を鍛え合い、大会に参加して自己の力を存分に発揮することは大きな喜びであり、大きな困難に打ち勝つ心身の力が育つ場ではないでしょうか。自分の希望する部活動に入部して活動することを夢見て中学校へ入学する生徒が大部分であると思います。その部活動でさえ少人数で成立しない現状である。

将来、白川町を担っていく子ども達に、より多くの体験のできる場や時間を与えてやり、多くの友と磨き合って自己を高め、白川町が求める人間作りができるようにすることが、白川町教育行政の最重要課題であると思います。

教育長に聞きたいと思います。白川町内の小学校の複式学級編成のマイナス面はどのようなことか。それに対する方策をお尋ねいたします。1に子ども達の豊かな人間形成、子ども達の幸せのために、町内の学校を統合してその実現を図る考えはないかお尋ねいたします。2番目に学校複式学級化や学校統合について、保育園から中学校の子どもを持つ親さんに直接意見を聞く意向はないか、この2つについて教育長のご答弁をお伺いをしたいと思います。中でも中学校も小学校も全部の数字は分かっておりますけれども、教育長の近い将来にどうした考えを持っておられるかお尋ねをしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 瀨瀬政昭君)

○ 教 育 長 安江議員の人口減少、少子化の問題に関わる質問にお答えします。

議員の「将来の白川町を担う子どもたちを、どのように育成するかが最重要課題である。」との認識について、私も全く同感であります。白川町の求める人間づくりは、白川をこよなく愛し、豊かな自己実現のできる子に育てることであると思っております。ご案内のように複式学級は、現在、佐見小学校と白川北小学校がそれぞれ2学級、白川小学校は現在1学級ですが、そのうちに2学級になります。議員からのご指摘は、次のように理解しました。1つ目は、議員がお話になりました、2つの学年が1つの学年を編成する複式学級の授業は、一般論で言いますと、担任教師が一人です。ですから、2学年同時に授業は行えませんので、学年毎に半々に授業を行わなければなりません。そういった複式学級で、半々に分けて行う授業を「複式授業」といいます。その授業では、教師に直接、指導を受けるのは半分しかないというご指摘です。2つ目は、新しい学習指導要領で導入されますアクティブラーニングを取り入れると、複式授業では教師に大きな負担が増し、学力が高められないのではないかとというご指摘。3つ目は、複式授業は、教師にとっても多難な指導である。1時間の授業を行うにも、2学年分の教材研究を行い、2学年分の教材を準備しなければならないというご指摘。4つ目は、新しい学習指導要領では、小学校3年生から英語を勉強するようになるが、複式授業では十分な指導ができるかというご心配。5つ目は、ベテラン教師の大量退職時代に、若い教師には複式授業は大変ではないかとというご指摘。6つ目、予算額が減少する中で、新しく購入して使用する教材、教具も限定され、児童の使用も制限され、学ぶ力に及ぼす影響が大ではないかというものであると受

け止めました。

まず、複式学級における複式授業に関わった質問にお答えします。結論から申し上げますと、現在ある複式学級における複式授業は、本町では、どの学校も行っておりません。ですから、教師が片方の学年を自習にして、もう一方の学年の授業を行っていくという複式授業では、教師から半分の時間しか指導されないというご心配ですが、本町においては、そういう状態は全くありません。それどころか本町は、一般的な通常学級の児童数と比べますと、三分の一以下ですので、複式学級での、教師による指導時間は、半分の時間どころか、3倍も、4倍もの時間をかけて、児童を指導している計算になります。このような複式学級でありながら、複式授業をやらなくてよくなった理由は、二つあります。1つは3小学校において、県から複式解消非常勤講師の加配措置があることです。2つ目は、佐見小学校では、佐見小中の職員に兼務辞令を発令し、小中乗り入れで授業を実施しているからです。

佐見小学校においては、算数、社会、英語、音楽を、佐見中学校の免許のある教科専門教師が小学校にきて、専門的に指導を行っています。中学校教員が、小学校の授業を行うことによって、小規模校ではありますが、国が進めている小学校における教科担任制も、導入することができました。そういった複式学級がありながら、白川町独自の取組で、小規模校であり、合唱部もない佐見中の全校生徒が今年もNHKコンクールに参加し、県予選でベスト8校に選ばれ、本選に出場しました。その背景には、小学校の3年生から、中学校の音楽専門教師が指導してきましたので、佐見中学校の中三の生徒に至っては、音楽専門の教師に、7年間にわたって、指導を受けたことになります。

佐見小学校の英語については、英語の免許のある中学校の英語専門教師による指導で、オールイングリッシュの授業を小学校から少しずつ実施しています。今年入学した一年生は、四月の最初の時間から、六年生の延長で、オールイングリッシュの授業を受けることができいております。かなり高いレベルでの授業を行っている、報告を受けております。小中一貫教育の効果が、様々なところで出ていると思われまます。算数、数学や社会などもしっかりです。これらが実施できるのは、小学校と中学校が近くにあるからです。その地区に中学校がなくなりますと、今までお話ししました白川町独自の取組はできなくなり、半々に分けた複式授業を行わなければならなくなります。

近隣の市町村では、中学校の統合で、地域から中学校がなくなり、小学校だけになったところがあります。その小学校がさらに小規模化して、複式学級になりましたら、現在行っています佐見小中のような兼務体制はとれず、複式授業を実施せざるを得ない状況になります。

次にアクティブラーニングに関わってのご質問にお答えします。この言葉を直訳しますと児童生徒の「能動的な学び」というものです。即ち、子ども自らが主体的に問題や課題を解決しようとしたり、追求しようとしたりする学びのある授業を行えるようにするとよいと、今度改訂される学習指導要領で示されるようです。話を聞いて「知識を教え込む伝達中心」の授業から、子ども自らが問いを発

し、自ら思考し、判断し、表現するという、能動的な態度を育成する授業に、チェンジさせようとするものです。9月1日に、佐見中学校でご覧いただきました、数学や理科の授業は如何でしたでしょうか。タブレットを使ってはおりましたが、タブレットを使っていなくても、子どもたちが自らの意志で、課題解決に向かっているあのような学びが、アクティブラーニングというものです。つまり、教師の指示で動くのではなく、生徒一人一人の意志で、どのような学び方をするかが選択できる授業です。一人で考えたいものは一人で、タブレットを使って考えたいものはタブレットで、課題の意味が理解できないものは、仲間に質問したりできます。一人では考えられないので、仲間と一緒に協同で学び合うことなどもできます。ご覧いただきました授業で、生徒の様々な姿をご覧いただけたのではないかと思います。あれがアクティブラーニングというものです。あのような授業を本町は、数年ほど前から取り組んできました。その結果、子どもたちは大変、力を付けてきたと思っております。まさに生きて働く力です。こういった授業を、すべての小中学校で実施しており、着実に成果を収めております。このような授業改善を、町全体で行っているところは少なく、視察や研修に本町を訪れる方もおられます。こういった授業改善への取組は、今度、中日新聞に、9月19日から6回、連載されることとなっております。1回目は、佐見中学校の英語、2回目は、この前ご覧いただきました佐見中学校の数学、誰もが学びやすい授業、主体的に考えるアクティブラーニングです。3回目は、白川小学校の国語などと連載されていきます。また、NHK岐阜放送局の記者からの問い合わせもありました。このようにマスコミも注目しております。

今年の10月21日には、黒川中学校が研究発表会を行います。また、10月26日には佐見小学校が行います。ご参会いただけましたら、幸いです。このような状況にありますので、本町においては、アクティブラーニングが導入されても、何ら心配することはないと思っております。

本年4月から学校教育法が改正され、義務教育学校の設置が可能となりました。小規模化で、複式学級での複式授業問題を抱えた地域では、今現在、この義務教育学校の設置を模索している市町村があります。本町においても、地区ごとの学校運営協議会において地域での議論を待ちたいと考えております。なお、現段階でわかっておりますことを紹介します。小中学校が一つの学校となり、校長、副校長、教頭二人を置き、小学校と中学校の教員数は、それぞれ今と同じ数が保障されます。即ち、佐見小と佐見中の場合で説明しますと、小学校教諭4名、中学校教諭6名の10人体制となり、9教科すべてにわたって、専門の免許を所有する教員を配置することができ、小規模校で懸念されております免許外指導はなくなります。また、新しく小学校に導入されます英語は、小学校3年生から中学校の英語の教師に、7年間指導を受けることが可能となります。また、小学校の高学年からは、教科担任制を完全に実施することができるようになります。それぞれの地域の教育については、義務教育学校の設置も含めて、このような地域での議論を、本年度末までに立ち上がり各地区的学校運営協議会で、意見を吸い上げていただきながら、地域のコンセンサスを作り上げていただきました。

いと思っております。

仮定の話ですが、もし義務教育学校設置の方向にコンセンサスが得られますと、地域だけの問題ではなくなります。町全体の問題となります。この義務教育学校の設置は、条例で定めなければなりません。ですから、議会で審議いただき、議決していただくこととなります。そういった様々なことを含めて、町内の小中学校の統合問題は、その協議会を中心に、地域の保護者、各会各層の地域住民の意見を集約していただくよう、お願いをしたいと思います。

次に、若手教員の資質の問題について、お答えします。大量退職時代で、若手教員の指導力アップは大きな課題です。若手教員に複式授業は大変ではないかというご指摘は、その通りであると思います。本町においては、複式授業を行っておりませんので、若手教員でも十分にやっているとっております。それどころか、少人数の学級ですので、大規模学級とは違い、一人一人の児童生徒に目が行き届き、指導力の未熟さも克服することができる、若手教員の大切な研修の場であると思っております。教師の技量にあった、実践力が鍛えられる本町であると思っております。

次に中学校の部活動についてのご質問にお答えします。8月26日朝日新聞の「中1自殺 名古屋市有識者会議が報告書案」を提出したという記事の中に、自殺をした子は卓球部で、部員数約70人の大所帯。部内の競争も激しい。実力別にAからHの8つのグループに分けられ、当該男子生徒は、最下位のHに所属。関係者は「中学校では、部活で頑張ろうと思っていた。仲間から「弱い」と言われたことが相当応えたのだろう。」と指摘すると書いてありました。大人数での競争に悩み、目が行き届かない状態はかわいそうな状態です。切磋琢磨は、人数の問題ではなく、互いを認め、高め合いながら、ひたむきに努力する白川の子どもたちの活動にこそ、その理想型があると私は思っております。本町の部活動は少人数です。同学年の生徒だけでは、1チームができないことがあります。下の学年の生徒と一緒にあって、チームがやっとならざるという場合があります。そういう中でも切磋琢磨し、本年も郡大会、地区大会、県大会で優勝し、東海大会にまで行った白中ソフトボール部があります。白中野球部は、つい先日、加茂郡新人戦で優勝し、今度、県大会に出場するという報告がありました。少人数できめ細かく指導を受け、大規模校とも、堂々と渡り合っている白川の子どもたちがあります。ただ、本町の課題は、少子化に伴い、スポーツを選ぶ選択肢が少なくなってきたことです。黒川や佐見の子が、野球をやりたいくても、野球部は白川中にはありますが、佐見中や黒川中にはありません。バレーボール部も同様です。白川中や佐見中の子どもがテニスをやりたいくても、黒川中にはありますが、白川中や佐見中にはありません。このようにスポーツや文化活動を選択する幅が、狭くなってきたことが本町の課題です。県の中学校体育連盟では、このような学校が集まって、合同チームの参加を認めてくれるようになりました。本町の中学生が、野球をやりたいければ白川中学校で、テニスは黒中で、剣道は、白中または黒中で、バレーボールは白中で、卓球をやりたいければ佐見中というようなことができれば、選択肢は広がります。それを可能にする白川スポーツクラブが発足し

ました。しかし問題は、どのように生徒をそれぞれの練習会場に輸送するかです。スクールバスの運行など、課題は山積しています。

次にご指摘いただきました教材教具に関して、少人数の小学校への予算が減少するので、新しく使用する教材教具が、限定されるとのご指摘がありました。議会のご理解をいただき、平成25年からみますと、本年度に至るまでの小学校経費は、児童数は減少していますが、毎年1,100万円強で推移し、必要な教材教具は購入することができております。中学校も同様で800万円強で推移しています。中学校の顕微鏡を例に申しあげますと、白中と黒中は二人に1台あります。佐見中においては一人1台あります。他の市町村と比べても、大変充足しておりますし、国の援助を受けたICT環境も整ってきました。児童生徒一人あたりの教育関係予算は、大変恵まれたものとなっていると思っております。

最後に議員が述べられました子どもたちの豊かな人間形成についてです。子どもたちの幸せのために、教育委員会としては、発達支援とICTを活用した教育の高度化など、できるだけのことを考え、最善の努力をすとの覚悟をもって、教育行政を進めていきたいと考えております。第5次総合計画にうたいました8小中学校の現体制を維持し、小規模のメリットを生かし、デメリットを改善する努力をしつつ、少人数規模となった学校運営を、総合的に考えていく必要があると思っております。

最後にあたり、本年度末までに、発足します学校運営協議会で、保育園から中学校の保護者、地域住民などの意見を聞きながら、十分議論していただき、地域のコンセンサスを作り上げていただくようお願いしまして、安江議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○ 議 長
○ 8 番

答弁が終わりました。はい、再質問。

今教育長から、私の人口減に対する子ども達のためにどういう答弁がなされるかと思いましたが、私では手に及ばないぐらいの素晴らしい答弁をしていただきましたけれども、私は一番大事なことは、教育長が言われたことは教育長のとおりやっつけていければそれでいいと思いますが、一番心配しておりますのが、今の学校の複式化や統合で、保育園や小・中学校の委員が集まって審議をすると、そういう状況にあると思うんですけれども、現実的には子供のクラスは複式になってしまうというような現実で、子どもがおらない。一番心配しておるのは中学校、今教育長さんも申されましたけれども、子どもが少ないために入りたい部活動にいけない。今、白中には野球がある。野球をやるには白中だけでもなかなか足りないくらいですけれども何とか9人以上はいる。そこへ黒川中学校、あるいは佐見の中学校が入ればそれなりの野球部員は増えていく。あるいは他の部活もできるだろうと、そう思って私はおるわけですが、一番のひとつの心配は、例えば北小、あるいは佐見小、あるいは黒川、その小学校で今、美濃加茂中学校がそれぞれの小学校に中学校へ来てほしいというアピールをしていることも現状事実でございますが、またそこへ行った生徒もいるだろうと思っておりますけれども、そうしていきますと、段々少ない児童、生徒の中で、住所を変えて向こうへ行ってしまうということになると、非常にこ

の白川中学校、せっかく今教育長の素晴らしい、やっぱり県下で有数の教育長、そして校長を務められた人の能力だなあと感じておりますけれども、そういう素晴らしい指導力があってもこちらの児童、生徒がいなくなると、そして教育長が10年、20年と面倒みてくださればお任せして見守っておけばいいと思いますけれども、おそらく我々と一緒に任期がくることもあると思います。そういう状況の中で少ないクラス、私は今自分なりに考えたことは、白中がこれだけ少なくなって部活動ができないということなら、せめて中学校くらいは早期に合併をしていただいたらどうか。それは佐見中学校、黒川中学校が白中と一緒にあって、そして1つでも多くの部活動が結成できるような方法が考えられないものかということいろいろ尋ねてもみましたが、やっぱり親の考え、そして子ども達は白中へ行きたい、そして部活動へ入りたいという人の方が多いような感じに受け止めておるわけでございますけれども、そういう状況の中で何と言ってもこれからの中学校はそうしたことを考えてやる。教育長は少なくとも素晴らしい、剣道においても何においても優秀で、全国大会まで行ける、それはそのとおりだと思うんです。それが悪いということじゃなくって、やっぱり子ども達も今では合併ができない、子どもがいらないから一生懸命それに打ち込んでいることが事実ですが、白川町としてやっぱりそういう方向にいくといいなあと私は感じておりますが、つい最近、下呂の議員に聞いたところ、下呂で合併しました馬瀬村が5つ学校があったわけで、今年で学校がゼロになるそうです。そして萩原の学校に統合するという話を聞いておりますけれども、結局白川町は今5つの小学校があって、中学校は3つある。せめて中学校ぐらいは白中と合併をして、大勢の中で勉強ができるといいなあと。その教育長の言われる少人数でも学校の教育についてはどことも引けを取らないことはよくわかりました。そういうことですが、やっぱり大勢の中で勉強し、やっっていくということも一つの人生の中で一番大事なことであろうと私は思いますが、そうしたことと、やっぱり一番大事に考えておる統合合併というのは、私も口で簡単に言いますが、中々難しい、そして今、なら合併しましょうと言っても5年や6年かかるわけです。そして例えば、教育長さんが「よし、5年後に考えましょう」と言われても、地域とのコンセンサスを経てやっっていくと、1か所はよかったけど2か所はあかん、あるいは中学においても1か所は良いが2か所はあかんということになると、なかなかそれをまとめ上げていくということは大変なことだろうと思うんですが、やはり統合合併というのは、今、教育長が答弁してくださったようなことを各白川町の父兄、そして子ども達にそうしたことを教え込んでいけばその合併云々ということは言う必要がないかもしれませんが、しかしそのように人口の減少と子ども達の減少は増えていくわけで、お年寄りが何十人、何百人と亡くなっていく中で、生まれてくる赤ちゃんは20人から30人、35名そこそこだと思うんです。それが5年続いてどれだけになるでしょう。そういうことを考えた時に、やっぱり統合というのは早期に実現可能になるような方策を打ち出していくという意味で、教育長の言われた地域の人たちと相談をしてやっっていくという話をされたこと

も事実でございますが、できればこういう問題、大きな問題というのは、なんといっても白川町の佐見がどうか、黒川がどうかの問題ではなしに、白川町全体で考えることであろうと思うし、よそのことはいらんことですけれども金山町のとなりでも、なかなか小学校が4つあるだけでもその2つ、2つの合併が難しかったということがあってですね、合併するには非常に難しい問題が出てきて、逆に今度は親の方が反対してしまう、そして公の施設がなくなってしまうと余計に村がさびれてしまうという、そういう猛烈な反対があって金山町はできなかったという話を聞いておりますけれども、白川町でもそういうことがおきないとも限らない、そんな状況の中でこうしたもろもろも含めて、教育長に今一度ご答弁をいただきたいと思っております。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教 育 長

統合問題は大変難しい問題だと思っております。今、お話のありましたような色々なケースがございまして、地域を二分する大変な論争にもなるということも聞いております。ですからこの問題については時間をかけて、やはり地域のコンセンサスを得るとというのが大原則ではないかというふうに思っております。

現在の段階で、いわゆる小学校、中学校のいろんな情報について、先ほど安江議員からもお示しいただいた子どもの数はどれだけあるのかとか、小学校や中学校の教員の配当人数はどれだけかとか、新しくできる義務教育学校というのはどういうものなのかといった、そういった情報に対して十分にご理解いただけてない部分がありますので、こういったものの情報は提供しながら、その中で各地域で発足します学校運営協議会を中心として、議論を重ねていただくようお願いをしたいというふうに思っております。その中でもいろんな議論が出てくると思っておりますので、そういう中で議論をいただきながら最終的に先ほども申し上げました義務教育学校というような方向が、どこかの地域でコンセンサスが得られたとしますと、これはそこだけの地域の問題ではなくなって、白川町全体、この議会の問題になってきますので、そういった面からしますといろんな情報のなかで精査していただきながら協議いただいて、ある程度の方向性を作っていくのがベストではないかなと。その為には時間がかかると思うんですけど、しかしながら少子化はまっぴらごめんなんです。ですから時間的な問題もございまして、それでも何とか白川町にとって小規模であるけれどもどういう学校をつくっていくかというあたりについてはですね、いろんなご意見をいただきたいと思っております。今日もこういった機会をいただきましたものから、私どもの考えをお示しすることができたんですけど、いろいろご議論をこれからも頂戴したいなと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議 長

はい、再々質問。

○ 8 番

ただ今、教育長から答弁をいただきまして、よく分かりました。最後にもう一つ町長にお尋ねしたい。いわゆる、今まで教育委員会は教育委員長という方があって、そしてその下に教育長がおって教育委員会をひとまとめにされてきたことは事実です。今その教育委員長というのが、私が考えるに町長が教育委員長だろうと思うんです。それは何を意味するかというと、教育委員会においても町長の

正式発言の中で一つのシステムを作り上げていくというのが、これで一つ固まっていって行くことであろうと思うんです。だから教育長から聞いてよく分かりましたけれども、町長として、この3つの中学校、5つの小学校を、大体教育長が言ったことに真似て私はこう思っておるといような、自分の方針案をここでお示しをしていただければ大変有りがたいと思いますので、そのご答弁をいただいて終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ただ今、教育長からいろいろ説明を申し上げましたわけですがけれども、これは決して教育長が今回新たに説明したことではないというふうに思っておりますけれども、日頃いろんな場で教育長は、今の現状というものを説明しておりまして、議員の皆さん方にも十分ご理解をいただいておりますというふうに私は思っております。

いわゆる今現状において、できる最善のことを教育委員会の方ではやっておっていただくということでございます。将来におきまして統合うんぬんの話も当然考えられ、今のままの状況でこれが推移できるということは私どもも考えておりません。確かに基本計画というのではできてはおりますけれども、今回の教育委員会の改正で私が責任を持たなければいけないわけでございますし、町全体のことでございますので当然責任があるわけでございますので、軽々に自分の今の思いというものを、どこどこを合併したほうがいいたとかそんな発言は今、控えなければいけないというふうに感じております。ただ、このまま現況のままいけるというふうには思っておりません。

○ 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。

○ 8 番 質問終わりということですが、答弁になっておらんね。

○ 議 長 次に、7番 細江茂樹君。

(7番 細江茂樹君)

○ 7 番 議長さんのお許しができましたので、一般質問させていただきます。

質問事項については、白川町の森林認証制度についてということで質問させていただきます。

昨今の全国的な木材需要の減少による木材価格の低迷は、林業関係者の林業に対する意欲減退を招き、林業の将来が危ぶまれる状況である。白川町は町内面積の約9割が山林であり、林業の低迷は基幹産業としての雇用の場を衰退させ、白川町の地方創生戦略に痛手となると考えられる。佐見地区で考えても、伐採をおこなう林業者が後継者が無い事から仕事を止めるなど林業関係者の衰退が目立ってきている。こうした中で、先の第2回定例会に上程した補正予算では、循環型森林社会構築事業を始めとした様々な事業を考え、林業再生や新規事業の開拓に意欲的に取り組まれている。この様々な事業の中で、森林認証取得事業について伺います。

林業関係者の中では、森林認証を受けると、他地域材との差別化が図られ材が高値で取引されるとの意見や、森林認証を受けても毎年の経費がかさむが、材価

には影響がないのではないかと意見など、それぞれ相対する意見を聞くが、どの事業を進めるにもそれぞれ長所、短所が考えられる。今回の森林認証の取得は、白川町の森林行政にどのような影響があるのか執行部の考えを伺います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは7番 細江議員の質問、白川町の森林認証制度についてにお答え致します。まず白川町の森林の現況でございますが、総面積23,789ha、このうち88%の20,990haが森林でございます。所有形態別にみますと民有林が20,483ha、町有林につきましては507haとなっております。林種別面積としては、天然林8,465ha、人工林が12,149haです。町有林のうち針葉樹は約70%程度となっております。

次に就業別の人口といたしまして林業に携わる人は、農林業センサスの統計では、昭和60年に161人でしたが、平成22年には55人まで減少しております。

さて、森林認証制度は適正に管理された森林から伐り出した木材に認証マークを付ける事によって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度で、独立した第三者機関が評価、認証する制度です。この制度は、世界の森林保全に関する懸念への対処法として立ち上がり、持続可能な開発を人類発展の共通ゴールと定めた1992年の国連リオ地球サミットの成果として設立されております。FSC®認証(FSC®-C004268)は、森林から消費者までの木材やそれを含む製品を扱うすべての組織が対象となり、製品を市場に届けるための継続的な認証としては2種類あります。森林が責任を持って管理されているかどうかを審査し認証するFM認証と、認証林から生産された木材が消費者の手に届くまでの加工、流通過程を認証するCOC認証の2種類です。原則として、認証林から生産された木材でもCOC認証を取得した組織でないとFSC®製品(FSC®-C004268)として販売できません。消費者にFSC®製品(FSC®-C004268)が届くまでには小売を除く、生産・加工・流通に係るすべての組織が認証を受けないといけません。2つの認証の有効期間は5年ですが、1年に1回は認証機関による監査に通らないといけません。認証の取得には単独で取得する方法とグループで取得するグループ認証の方法があります。今回白川町が取得しようとしているものは、FSC®認証制度(FSC®-C004268)ということになります。現在までのFSC®(FSC®-C004268)の認証取得者は、森林管理関係の分野では全国で33社、県内では4社が取得しております。加工・流通分野では全国で1,000社、県内では20社以上が取得しております。すでに認証制度を取得している東白川村は、森林組合が中心となり森林管理分野のFM認証を、また村内の林業事業者が10社以上で加工流通分野のCOC

C認証を取得し、村の中で森林管理から加工販売まで一貫した体制を作っております。

今回、白川町が取得する森林管理分野では、町有林の適正管理を行うための制度です。また、岐阜県がすでに進めている認証グループに加盟することにより、当初の加入審査の負担軽減や、毎年の維持管理審査費用を安価に出来るメリットがあります。このグループには岐阜県、東白川村森林組合、飛騨高山森林組合の3者に今年度から郡上森林組合と白川町が加わることとなります。

さて、F S C[®]認証(FSC[®]-C004268)を受けることでの利点といたしまして、環境に配慮した持続可能な森林経営を行い、そのもとで産出された木材を販売、使用していることを社会的に認知されることで環境配慮姿勢や社会的責任への取り組みをアピールできますし、認証材を使用することで差別化が図られ、環境配慮製品として消費者にアピールできることなど、付加価値を高めることができます。当然森林保護の支援、地球環境の保全にも貢献できることは勿論です。生産から販売までの認証材ですので、世界に通用することは当然であり、今後の輸出についてもその可能性が広がる事も考えられます。

最近では東京オリンピック、パラリンピックが開催される新国立競技場で使用される木材は認証材との記事があったり、先般の伊勢志摩サミットでも岐阜県内の家具会社が三重県産F S C[®]木材(FSC[®]-C004268)で会議用の応接セットを製作、納品するなど、認証材を求める動きが高まっています。町内の伐期を迎えた森林は、循環を考え将来に有効な森づくりが必要であり、循環型森林社会構築を考えると、その林産物が差別化、活用を図るためにも認証制度を取得したいと思います。東濃ひのきを使うすべての消費者が安心、安全に使っていただける製品になるよう、この認証取得を機会に森林整備の在り方も検討が必要になって来るかと思えます。

効果が上がるまでには少し時間が必要と思いますが、じっくり経過を見ていただきたいというふうに考えております。以上、細江議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。はい、再質問。

○ 7 番 今課長の方から説明された森林認証制度取得については若干理解はするんですが、これは町有林を対象としてやるというようなことですが、山林所有者が取得しようとした場合に、どのような取り組みをされていくのかということをお聞かせ願えたらと思いますし、白川町の森林再生材を特色づけることについては、単価が高く売れるとかそういうことで非常に山主にも歓迎されることが増えるのでいいと思うんですが、是非とも町内の多くの山林所有者がこういうものに入っていただければ有りがたいなと思いますし、この制度に入ることに對して、行政としての指導を徹底してもらいたいと思いますが、その辺をどのようにされるのかご答弁をよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 一般の山林所有者の森林認証取得につきましては、森林管理を行う方が申請することとなります。自身が管理をしておみえでしたら自身で申請していただくこととなりますし、また、森林組合などの事業者が森林管理を委託している場合は委託している事業者が申請することとなります。

ご自身で申請する場合でございますけれども、費用の負担の面や森林管理にかかる様々な規則を作らなければいけませんので、なかなか一人で申請するにはちょっとハードルが高いかなという思いもございますけれども、数人の所有者とグループを組んで森林管理を委託して認証を受けられるという方法が良いのではないかなと思われま。

なお、当然でございますけれども白川町では個人の森林認証を受けることはできませんので、この場合は白川町森林組合にご相談されることが良いのではないかと思います。

森林認証については、今言われましたように町有林が先行して成果を出すようにしていきたいと思っておりますけれども、これによって一般の山林所有者の森林にも広げていくことを目標としておりますので、認証についてご希望される方には森林組合を通じて支援していければというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長 はい、再々質問。

○ 7 番 再々質問ではありませんが、今回の認証問題についてはですね、町有林だけということなんですが、先ほど再質問でもさせていただいたように山林所有者に積極的にやっていただきたいということで、これについてはやはり森林組合を巻き込んでやってもらわないと、なかなか難しいかなと思っておりますので、その辺も一緒になってですね、積極的に山林所有者に指導されて、取得されるようにご指導されることをお願いして質問を終わります。

○ 議 長 7番 細江茂樹君の質問を終わります。次に、3番 服部圭子君。
(3番 服部圭子君)

○ 3 番 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私は今回4つ質問させていただいておりますので、非常に大事な質問だと思ひまして、子育てについてと健康についてとを大まかに分けております。最初に健康の方から質問させていただきます。

まめな白川いきいきプラン、こういったパンフレットが各世帯に配られております。これについて質問です。このプランは、平成28年から平成37年の10年間の計画です。細かなアンケートに基づきまして分析をされた事には敬意を表するものです。町民の健康寿命を延ばすことは、少子高齢の町にとって欠かす事のできない重要施策です。このプランにつきまして、いくつかの疑問を持ちましたので、それについて質問をしたいと思ひます。

まず、このプランに掲げてあります4つの柱の目標数値です。例えば3歳までの子どもさんが9時までに寝るという現状が50%となっておりますが、これを10年間の目標として60%以上にしていこう、以上という字がついておりますので必ずしも10%という成果を求めているのではありませんが、本当はこの9

時までには寝る3歳までの子どもさんが、10年後には中学生になるわけですので、すぐにでも大きく変えてあげる手だてを打たないといけないと思います。

また、運動習慣をつける旗、これの目標も10年間で10%以上増やすという計画ですが、これについても1年間で10%増える策を打ちたいものです。

確かに大幅な数値を目標にして、絵に描いた餅のように数値目標を大きく書くことは良くはありませんが、このプランの数字設定は消極的だと感じました。実現するための大きなスローガンですとか、具体的な諸施策をお聞かせ願いたいと思います。

疑問の2点目では、この計画作りのプロセスについてです。健康寿命を延ばす核となる研究チームを、このプラン作りに関わりました方々、チームを基盤に町内の方々、そして官民協働で設置して今後の具体的な施策を行ってほしいと思います。研究チームの設置についての考えと、明日からできる施策、また平成28年、29年とどのように具体的に計画しようとしているのかを説明いただきたいと思います。

このいきいきプランの中とは違いますが、よく横家町長が、白川町には100歳を超える元気なお年寄りが、全国でも1位、2位ではないかというぐらい沢山いる町として、本当に宝であるというふにお話しされております。その理由と、またそれを町民の健康に活かしたいということで調査しているというようなお話がありましたので、これについての現在の所の調査などの分析をお聞かせいただきしたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 高木昇君)

○ 保健福祉課長 3番 服部議員の質問、まめな白川いきいきプラン 長寿の町白川についてお答えさせていただきます。

厚生労働省では、病気や障害による社会的な負担を軽減し、国民の健康寿命を延長し、活力ある社会を築く目的で、町民一人ひとりが健康を実現するためのガイドラインとして、「健康日本21」を公表しています。各自治体はこれをベースとして、地域の特性に応じた健康づくり計画を策定することになっているものですが、その計画の策定にあたっては、県や保健所との連携を図ることとされています。このことから、岐阜県が策定した岐阜県健康増進計画「ヘルスプランぎふ21」との整合性を踏まえて、本町では平成28年度から平成37年度までの10年間の白川町健康づくり計画「まめな白川 いきいきプラン」を策定しました。本町の健康づくり計画では、特に優先したい項目を4つに絞っています。ご質問がありました、具体的な施策についてと、平成28年についての具体策、平成29年にはどのような計画をしているかについて、合わせて答弁させていただきます。

1つめの施策は、「子どもから健康づくりをスタートしましょう」です。保育園・乳幼児学級・小中学校のとりくみと連動しながら、ホルモンなどの科学的なメカニズムの視点を持ち、あらゆる機会に早寝早起きの大切さを伝えています。乳幼児の生活リズムは、保護者の生活形態に大きく影響されていること

が分かります。今の時代はかなり意識を変えないと、生活環境を整えて行けない事を念頭に置き、保護者の生活リズムも合わせて、乳幼児健診や乳幼児学級などで伝えていきます。平成28年度は、保育園・小学校・中学校の養護教諭や保育士が行う、生活リズムや朝食などの調査結果と乳幼児健診の調査内容を情報交換しながら、乳児から中学校まで、途切れのない啓発に努めています。平成29年度についても、継続して実施してまいります。

2つめの施策は、「地元野菜をもっと食べましょう」です。今年度から、町広報紙に毎月旬の野菜などのとり方について、ヒントとして「まめな白川いきいきプラン」「食育推進計画」にもとづいた「野菜を1日5皿食べよう」をかかげ、掲載しております。また、食育の日を意識して、啓発ポスターを毎月掲示しています。個々の検診結果からはもちろん、ライフステージに応じた一般的な啓発にも取り組んでいるところであります。平成29年度においても、自給できる安心・安全な野菜を健康づくりに活かすため、各公民館講座と連携するなど進めたいと考えています。

3つめの施策は、「長続きする運動習慣をつけましょう」です。チャオ白川スポーツクラブと連携して生涯継続出来る運動を進めています。多くの方が、無理なく日常生活に取り入れることの出来る運動の奨め、運動を実施しやすい環境づくりや運動方法について情報提供を行ってまいります。また、検診結果から、運動の必要性を個々に伝え、その効果が見やすい媒体を検討します。平成29年度は、既存のウォーキングコースを可視化できるような媒体、動画撮影をしてその魅力を伝えることなどを作成し、健康展で紹介するなど、あわせて運動を促す動機付けになるような個人カードの作成を考えています。

4つめの施策は、「嗜好品を減らして健康リスクを下げましょう」です。個々の身体状況と合わせて、飲酒・喫煙がどのような影響があるのかを説明しながら、禁煙・適正飲酒を奨めます。飲酒については、日頃の適正飲酒がいつまでも楽しくお酒が飲めるコツであると言うことを、あらゆる機会に伝えていきます。喫煙については、児童などへの防煙教室・薬物乱用予防教室などで子供に伝え、子供の将来の生活はもちろん、親の世代への波及を狙います。また、妊娠を機会に、母子手帳交付・妊婦教室などでの啓発、または、乳幼児健診や個々の相談の場、がん検診の折など禁煙教育や禁煙希望者への支援に努めます。特定健診結果相談の際には、喫煙が及ぼす影響をしっかりと伝え、禁煙を勧めていきます。今年度には、「禁煙の手記」をまとめる活動などを考えているところであります。

次に、数値目標が消極的とのご意見ですが、目標根拠につきましては、国などの現状と比較し、現在の白川町の状況、今後の世の中の社会的環境などを考慮したものであります。厚生労働省が策定した健康日本21における目標項目の設定及び評価に当たっての考え方が示されていますが、実行可能性のある目標をできるだけ少ない数字で設定すべきとの考え方が示されています。この考え方は、全ての項目に当てはまるものではありませんが、議員が言われるように、絵に描いた餅になってはいけません。

健康づくり施策は、保健福祉課のみでなく、多くの関係機関との連携が必要であり、地道な活動であるがゆえ、堅実で一步一步を歩める数値目標でなければならぬと考えています。また、この健康づくり計画は、10年間の計画であります。実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、目標設定後5年を目途に全ての目標について中間評価を行うこととしているものであります。

次に、研究実践チームの設置についてであります。白川町では、健康づくり推進協議会を設置しております。社会教育委員、自治協議会、校長会、保育園、母子保健推進員、老人クラブ連合会、食生活改善推進協議会、食品衛生協会、商工会、JAめぐみの等からの代表者に加え、各地区から2名の方々を選出して、19名の方で構成しています。委員の方々には積極的なご意見をいただいております。今後の健康づくり計画の検証についても、白川町健康づくり推進協議会で行っていきたいと考えています。

次に、白川町には100歳を超えてお元気なお年寄りが全国でも多いことの要因などについてのご質問になると思いますが、昨年のデータになりますが、10万人当たりの100歳以上の方が示す割合が多い順では、岐阜県内では、白川村に次ぐ2番目となっています。ご長寿の秘訣は、食生活や適度な運動、趣味や目標を持つこと等々、多くのことが考えられますが、現段階では、詳細な分析には至っていません。今後、80歳以上の方を対象にしたアンケート等を計画しています。ご長寿の秘訣を調査し、更に科学的な裏付けができるよう進めていきたいと考えています。

なお、参考までに、現在の白川町の健康に関する状況は、県や国と比較しても、国民健康保険の医療費も非常に低く、国民健康保険の特定健診受診率も高いのが現状であります。特定健診受診率を上げると言うことは健康意識が比較的低い方も受診して頂くということで、その結果、検診結果が悪い傾向にあるのが通常です。白川町の場合は、県の国保連合会からも、検診受診率が高いわりには、結果も非常に良いと評価されているところであります。今後も町民の健康寿命の延伸を図り、健康意識が維持できるよう、あらゆる機関と連携して取り組んでいきます。目標を目標として甘んじることなく、取り組みに生かしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上、3番 服部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問。

○ 3 番 非常にやられていることの努力ですとか、健康推進協議会をもたれているということで、ご努力がすごく伝わってきております。ですが、重要な点としてはやはり、例えばCCネットを使ってスローガンですね、先ほどの答弁の中にスローガンが伝わってきてないので、スローガンは課長の思いでも良いですので、スローガンを発表していただきたいというふうに思いますし、後、例えば運動をですね、静岡なんかではABC体操とか分かりやすい形での町民の誰でもがこれくらいできるというようなものを使って、小さい子から大きいお年寄りまでするというような皆に親しまれる運動を音楽と共にやっているところなどもあります。また、そういった広報の面でちょっと工夫を凝らしていただい

て、例えばコンテストなどをして、禁煙、禁酒についての実態を発表しあうですとか、そういった企画も含めて健康推進協議会の名前を違う名前にして、皆さんがそういう人たちへ相談ができたりだとかするような形の、少し新鮮な形で行っていくのが、今せつかくの努力が実を結ぶためには大事かなと思います。広報の点とスローガンについてもう一度お願いします。

○ 議 長

はい、答弁。

○ 保健福祉課長

CCネットのところは答弁を外させていただきましたけれども、CCネットによりましてこの啓発は行っていきたいと考えております。先ほども申しましたけれども、既存のウォーキングコースを利用して、動画撮影をしながらそれを普及に進めていきたいと考えておりますので、PRが下手だとは私たちも感じているところがありますので、これについてはそれぞれの事業について積極的にPRし、町民の方に訴えていきたいと思います。

スローガンについては、ちょっとこの場で言えることではありませんので、後日また皆様にお知らせしていきたいと思います。

○ 議 長

はい、再々質問。

○ 3 番

よろしく願いいたします。

では次の質問に移らせていただきます。

まず健康のところでの4番目に喫煙のことについて少し触れていただきましたが、受動喫煙0の町についてということで質問させていただきます。喫煙率が非常に高い事が今回の調査で分かりました。このプランの4つの柱の4つ目に、嗜好品を減らして健康リスクを下げましょうという計画があります。これらの施策について、少し掘り下げて質問したいと思います。

私は常々、受動喫煙ですね、自分は吸ってはいないんですけども、周りの方が吸うことによる復煙を吸うことについて気になっておりました。アンケートでは白川町の喫煙率、特にヘビースモーカーが全国平均より非常に高いという事がわかりました。最も日本の喫煙防止対策は、世界最低レベルであると世界保健機構の判定が出ていますので、白川町だけに限った事ではないと思います。それにしても県の平均と比べても喫煙率の多い町となったのは、やはり保健施策としてたばこについての禁煙支援や、子どもや若者への啓蒙等が十分におこなわれていたのかという疑問があります。この機会に優先的課題として、健康を推し進めるためにもこの禁煙について、受動喫煙について取り組むべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

さて健康増進法に基づき、これまで公共の施設での煙草を吸っていない人への受動喫煙防止対策は、努力義務とされてきました。白川町では過去にも分煙対策として、庁舎内、町民会館などでの喫煙室の設置が行われ、このようなことをされてきました。しかし、これは完全禁煙にはなっていないわけです。しかし、この度出ましたたばこ白書では、受動喫煙が肺がんだけでなく、心筋梗塞や脳卒中、小児喘息、乳幼児突然死症候群等との因果関係が十分あると判定されました。喫煙室が設けられているだけでは煙が漏れてしまいそれが防げない事や、清掃、接客で従業員が受動喫煙してしまうという問題を掲げて、喫

煙室を設置するのではなく、屋内の100%禁煙化を目指すべきだと提言しています。世界の49か国が公共の場所の屋内の喫煙を全面禁煙にしております。日本も屋内の喫煙禁止の法制化が必要だと指摘されております。2020年オリンピックを控えまして、日本も法制化を進めるこの動きに後押ししているようです。喫煙者の様々なリスクについては言うまでもありませんが、経済的にも喫煙される方は1年に30万円近くの出費があることや、有害物質の同時摂取の害についてもよく知られています。最近マツコデラックスさんとコンビのタレントの有吉さんが禁煙に取り組んで、その素晴らしさもなんですが、困難さもツイトしていたことが話題になりました。調子が良くなったとか肌の艶が良くなったとか、ご飯も美味しいというような感想もありましたが、禁煙の大変さが語られていました。喫煙者が禁煙しようとした場合の支援は、町民の健康向上のためにも大変大事な事で、取り組まなくてはなりません。また、若者の喫煙率も高く、若者への対策も必要です。このようなことから、プランにありますが喫煙の害をわかりやすく伝えるとか、禁煙希望者への支援が進められることなど、重要施策だと考えられます。

岐阜県のレベルでは、少ないですが20%ほどの公共施設の全面禁煙が進んでいるようです。受動喫煙0は、子どもと若者の健康と生活圏を守るためにも早急に進めるべきではないでしょうか。その為に、白川町でも喫煙の方々への禁煙支援と並行して、受動喫煙0の環境を整えるために、公共施設での全面禁煙を勧める時期となっていると思います。このことについてのお考えをお聞きいたします。

○ 議長 質問が終わりましたが、ここで、1時まで休憩とします。答弁はその後にお願いします。(午前11時58分)

○ 議長 再開します。(午後1時00分)

安江議員については、所要のため退席しておられるため、1名欠員となっております。

一般質問を続けます。受動喫煙0の町についての答弁をお願いします。

保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木昇君)

○ 保健福祉課長 3番 服部議員の質問「受動喫煙0の町」について、前段部分の質問に対してお答えさせていただきます。

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題となっています。

世界保健機関(WHO)は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始しました。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙習慣」として定め、「健康日本21(第2次)」やがん対策推進基本計画の目標でもある未成年者の喫煙をなくすためには、喫煙による健

康影響を認識させることが重要であると、各種の施策が講じられています。

本町の現状を申し上げますと、白川町特定健診問診結果から、国や県と比較しますと、男性の40歳と60歳代の喫煙率は、議員のご指摘のとおり、高い結果になっています。反対に、女性の喫煙率は低くなっており、若い女性に行ったアンケートからも、将来喫煙を始めたか尋ねたところ、ほとんどの女性の方が喫煙をしたくないとの回答でした。この結果は、これまでの防煙教育の効果が出ているのではないかと分析しています。また、喫煙している方に、禁煙の意志があるかと尋ねると、全体の約70%の方は、やめたい、若しくは本数を減らしたいと答えています。但し、若い方は、禁煙の意志が少ない傾向が見られます。なお、議員のご指摘のヘビースモーカーが非常に多いという件ですが、喫煙指数は、国、県との比較は、今回は行っておりません。今後は、禁煙意志のある方に対しては、禁煙教育と共に、禁煙外来の紹介などの支援の確率が必要だと考えています。

先ほどの質問でもお答えしたとおり、喫煙や受動喫煙に対しては、優先的な具体的施策の中でも位置付けていますが、児童生徒への防煙教室、また、母子手帳交付、妊婦学級、乳幼児健診などにおいて、タバコの害について、インパクトの残る啓発を行いたいと考えています。また今年度は、禁煙体験レポート集、「禁煙の手記」をまとめる活動を行う計画をしており、健康展をはじめ、広く啓発を行うこととしています。

厚生労働省の担当者からは、受動喫煙対策が進まない一番の原因は、健康被害に関する国民の理解が足りないことだと述べられていましたが、受動喫煙防止対策を進めるためには、たばこを吸う人と吸わない人の相互理解と、対策への町民一人ひとりの理解が重要だと考えております。今後におきましても、がん検診や各種の相談の会場などにおいて、喫煙が身体に及ぼす影響をわかりやすく伝えていきたいと考えています。3番議員の前段部分に対します答弁とさせていただきます。

○ 議 長 次、総務課長。

(総務課長 今井智也君)

○ 総務課長 それでは受動喫煙0環境のために、公共施設での全面禁煙を勧める時期ではないかというご質問にお答えいたします。

平成15年5月に施行された健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されたのを受け、役場庁舎、町民会館及び各ふれあいセンターにおいて、各種分煙対策を講じてまいりました。本庁舎では、建物内に来庁者用として窓口付近に喫煙所が設けてありますが、現在はあまり利用されていない状況であります。また、町民会館には正面入口右に喫煙所を増設し分煙を図っておりますが、扉の開閉時や換気扇の向きなど不完全な部分もあるかと思えます。各ふれあいセンターでは、建物内での喫煙は全面禁止となっておりますが、議員ご指摘にあるとおり、建物外に設置してある喫煙場所の位置によっては、煙が建物内へと入ってしまい、結果として受動喫煙となってしまっているケースも

あるかと思われま。受動喫煙を完全に防止するためには、建物内禁煙だけでなく、範囲拡大をしていく必要があると考えられますが、会議参加者など来庁される方への配慮もあるため、徹底ができていない状況であります。

また、管内の町村に状況確認を行ったところ、庁舎内は禁煙、来庁者用、職員用として建物外部に灰皿を設置しているとのことでありました。今後は、庁舎及び町民会館において建物内を全面禁煙とし、各ふれあいセンターを含めた外部喫煙場所は、煙の室内への流入を抑制できる箇所への移設などにより、たばこを吸わない方への受動喫煙防止策を講じていきたいと考えております。また、喫煙している職員に対しても健康管理上から、禁煙の呼びかけに力を入れていく必要があると考えております。以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○ 議 長
○ 3 番

答弁が終わりました。はい。

質問ではありませんが、やはり今のお話では禁煙に対する皆の意識の向上ということを様々な場面でやっていっていただきたいと思います。先ほどスローガンについてはお答えしていただけてませんが、やはりふるさとまつり等で健康については展示等されていますが、もう1歩進んでこの健康という事をテーマにした何か楽しい企画をしていただくといいかなと思いますので、要望としてお伝えしたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。次は子育て支援についてでございます。まず最初に校区での学童保育について質問させていただきます。子育て世代の抱かえる不安とか思いというものをできるだけ代弁して質問したいと思います。少子化を食い止める施策として、子育てに不安を抱かない町づくり、そういった施策が重要だと思っているのは一緒だと思います。そのような視点から2点質問いたします。校区内での学童保育の実施についてです。

その前に、出生率向上を実現させた国フランスの事例を少し紹介したいと思います。こちらは1世紀にわたって、出産育児にかかわる問題を一つずつ解決し、出生率を向上させた国として有名です。子育て政策としては、所得制限なしの経済支援に加えて、子育てスタイルに合わせた保育の充実、そして費用のかからない学童保育等様々な取り組みがされています。白川町が、少子化に少しでも歯止めをかけるには、やはり、フランスの成功例を見習って、子育てへの不安のない政策を実行することだと思います。

先の議会で行いました、商工会青年部との懇談会でも、黒川や佐見に学童保育があったらいいという発言がありました。川辺に引っ越したご家族は、夏休みも学童保育があるのでその奥さんも働けたとおっしゃいました。黒川でも学童があれば自分も働けると奥さんがこぼしていると言われておりました。今、働くことはできてはいないけれど、学童があれば働くことができるという潜在的な要望があるのが分かりました。

今年、佐見では非常に短い期間でしたが、お母さんたちが中心になって学童保育を行いました。確かに町民会館で開催されておりますが、送り届ける距離として小学生にも、親さんにも、大変な負担があることがわかりました。校区内での仲間の中で遊ぶ機会は、親さんたちの就労を支えるものであり、子どもたちにと

っても仲間の中で思い切り遊べる生活が成長になくてはならないものだと実践を通して感じました。町民会館での学童保育も、運動場や体育館のある場所へと移すように改善する必要もあるのではないのでしょうか。下呂市、八百津町、川辺町など、多くの町村では早くから小学校のある校区での学童保育の開催をしています。また、発達障害の子どもさんの放課後デイサービスなども下呂市、可児市で行われています。

白川町では未満児保育の充実が図られたことで、若い子育て世代の定着にはそれはなくてはならないものになっております。保育園があるから、小学校があるからここで住んでいけるとい親さん達の現状です。同じように、まだ大人の見守りやかかわりが必要な小学生の学童保育も、また同じように必要です。

また、一人親の家庭も安心して子育てできるよう、より一層の子育ての助けが必要です。子どもに優しい町は子育て世代が住みたくなる町だと思います。若い世代の多用な働き方を創出しながら、働きながら子育ての両立ができるよう、学童保育の充実を望むものです。学童保育の黒川、佐見地区での校区内設置施策についてお考えを質問いたします。

次に2つ目の質問ですが、高校生の通学代の支援についてです。この僻地にあります白川町では、高校に自宅から通うのに、大変通学費がかかっております。高校に自宅から通いたいという多くの子どもさんも親さんも思っているということが、公共交通のアンケート調査からわかっております。しかし3年間の交通費が30万円以上かかる遠距離通学を余儀なくされているのが現状です。今の親世代は、収入格差も広がっている世代で、交通費が大きな負担になっています。町では、負担軽減策としてバスの100円乗車、JRの定期券への3万円の支援を始めております。子育て支援として、これを東白川村並に支援を拡大することについて必要だと思いますが、お考えをお聞きします。また、重ねて土日の濃飛バスの運休に関わります高校生通学のためのバスも早急に整備していくべきだと思いますが、これについても質問したいと思います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 それでは3番 服部議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員には、平成26年12月と平成25年9月の定例会において同様のご質問をいただき、それぞれ答弁いたしておりますが、現在の状況について少し説明させていただきます。現在、夏休みの小学生の預かりは、町民会館で、夏休み児童クラブとして実施しており、三川ドームや楽集館などを利用しながら行っております。今年、白川小学校、白川北小学校、蘇原小学校、黒川小学校から、1年生から4年生までの児童合わせて16名が利用しました。指導員は9名の学校支援員が毎日交代で2～3名の体制により、朝8時から夕方6時まで預かりをしております。また、保護者の就労等の理由による小学生の放課後の預かりについては、登録によるファミリーサポート事業、いわゆるコミママ制度で、国や県の補助を受け、必要な時に対応する、登録制、予約制で行っております。今年度も毎月、各校で数日の利用があり、黒川、蘇原地域では、夏

休みにおいても、児童クラブではなく数日間コミママを利用した方もみえました。

基本的に学童保育、正式には放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業であり、児童福祉法に基づいて、保護者の就労等の理由により預かりを行うところです。放課後や夏休みに毎日開催するためには、最低2名の職員を配置し、従事する職員には子どもの発達に対する理解が求められ、数日間の研修も必要となっております。子どもを預かることは簡単なことではなく、現在保育園、コミママ等従事していただいただけの方を探してもなかなか見つからず、本町だけでなく、どこも同じ状況となっております。

平成27年3月に作成しました「白川町子ども・子育て支援事業計画」では、学童保育の充実において、放課後児童クラブと夏休み児童クラブをあげており、放課後児童クラブについてはコミママで対応すると定めております。これは平成25年に実施しました、子育て支援に対するアンケート調査の結果に基づき、個々のニーズにあった対応をしようとするもので、引き続きコミママ制度による預かりをしていきたいと考えております。なお、ご質問の中にありました、障害児の放課後デイサービスは制度的に学童保育とは違うものであり、預かりの場所ではありません。白川町の場合、障害児の放課後デイサービスはことばの教室になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、町民会館での児童クラブの方法についてのご意見がありましたが、夏休み児童クラブの目的は、就労している保護者が安心して預けられ、児童が楽しくかつ安全に過ごせることであり、管理者として安全安心な場所において行うことが求められていると考えております。保護者や児童の中にも、屋外を好むものもいれば、室内を好むものもあります。友達とすぐ仲良く遊べる子もいれば、なかなか難しいといった子もいます。議員さんも経験されたことではないでしょうか。夏の猛暑が続く中、指導員の健康管理といった面も必要でございますし、個々のニーズにすべて対応することはなかなか難しいと考えております。基本は安心と安全でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ところで、議員が、この夏休みに佐見地域に於いて数日間ではありましたが、学童保育を地域の方達で開催されたことは大変素晴らしい取組であったと考えております。預けたい人、預かる人が相互理解により、地域の中で子ども達を見ていこうという、佐見地区ならではの取組を今後も続けて行っていただけるならば地域の方も喜ばれるのではないのでしょうか。今回の、この取組に対しては、白川町まちおこし推進事業補助金を活用されており、その実績報告についてはまだ正式には拝見しておりませんが、それに携わられた方々のご意見や感想をお聞きし、問題点や、実際の地域のニーズの把握、今後に向けての課題を探りたいというふうに考えております。毎日、夏休み児童クラブを開催するためには、人員と安全な場所を保障することが第一と考えます。来年度以降、実際に実施することが可能であるかどうかの検討をしていきたいというふうに考えております。保護者の希望を聞きながら今できること、安全を保障できることを

進めてまいりますので議員のご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。高校生通学支援につきましては、企画課長から答弁いたします。

○ 議 長

はい、企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長

服部議員さんの高校生の通学支援に関する部分の一般質問にお答えをいたします。

今年4月からの濃飛バス減便と美濃加茂への高校生バスの廃止に伴いまして、2月にJR及び高校スクールバスを利用する高校生と中学3年生の方、合わせて196名を対象に実施をいたしました高校通学形態アンケート調査では、議員ご指摘のとおり9割の親子が自宅通学を望んでおられるような結果となっております。また、休日における駅までの交通手段につきましては、行きにつきまして13%、帰りにつきましては7%、これだけの学生さんがバスを利用しておみえになりまして、それ以外は自家用車等の送迎でございました。東白川村並みの支援をとということでございますけれども、東白川村では、以前から白川口までのバス代金につきましては全額補助を、自家用車の送迎には月額1万円、下宿の方等には月額5千円、こういった補助をされておみえになります。今年の4月から、美濃加茂への高校生バスが廃止となったことに伴いまして、JRと中津川、萩原方面へのバス通学者に対して、月額2千円の補助を始められています。

本町におきましては、ご存じのとおり、昨年からはじめましたJR利用者への補助を、年間2万円から3万円に今年度増額いたしまして、高校生バス及び濃飛バスの減便に対する対応として、ワンコイン100円での乗車と代替え輸送、こういったものを始めています。東白川村と比較しますと、JR利用者の補助は、本町の方が多くなっておりますけれども、白川口駅までの助成については、若干本町の負担が多い状態となっております。また、自家用車に対する送迎には補助は行っておりませんが、補助金制度として行ってまいりますには明確な根拠が必要であると考えますので、JRに対しては定期券の購入について白川口駅での証明を頂いておりますし、バスのワンコイン乗車につきましても、利用の都度支払いをいただいておりますのではつきりしております。その他の通学形態につきましては、様々な状況や事情があろうかと思っておりますし、その負担の状況や駅までの距離など、個々により形態も違ってくると思っておりますので、現在のところ考えておりません。またJRの年間3万円の金額につきましても、本年度改定したところでございますので、暫くは現状の助成を継続したいと考えております。

後、下宿等の助成につきましてはですが、この質問につきましては以前にもお答えをしたと思っておりますが、町内に住まれて遠距離を通学されておられる生徒さんを応援するという意味で、高校生への助成を行っておりますので、こちらの方も現在は予定しておりません。

補助につきましては、補助を増額すれば受益者の方は喜ばれるでしょうけれども、本町が増額してまいりますことによりまして、また東白川村の方も増

額された、こういったようなことが起こりますと、更に増額を繰り返すというような補助金合戦になってしまつては際限がなく、最終的には全額補助までいくしかないということにもなりかねません。

10年前の高校生の方と、今の高校生に対する様々な制度による財政的な支援を考えますと、児童手当につきましては、3人の子どもさんがいらっしゃる場合、子どものうちに受給される額は、およそ220万円ほど現在増額となっております。また、児童手当につきましては再三制度が変わつてまいりますので、何とも申し上げられませんが、現在の児童手当の制度が続くと仮定いたしますと、今現在から2歳おきに3人の子どもを持たれた場合には、子どもさん3人で600万円以上の児童手当が支給されることになっております。他の制度に目を向けてみますと、3歳児以上の保育料は無料となっておりますし、医療費も中学生までは負担がないという状況です。

少子化対策や特に子育ての支援策につきましては、本来は国がおこなうべき施策でありまして、全国一律の制度であるべきだと考えております。また、高校生につきましては、県も人口減少問題を本気で考えていくなれば、市町村にその政策を委ねるのではなく、積極的に財源措置や制度の拡充を行つていくべきだと思います。人口減少対策では、いたずらに人口の取り合いを行うような手厚すぎる制度は、本来の姿ではないと考えます。簡単にはできませんけれども、お金では手に入らないような大事なものがあつていくことが、住みたくなる、住み続けていただける大切なことではないかと思つています。

次に、4月から運休となっております土日のバス輸送につきましては、アンケートの結果からもわかるように、以前から利用者数は余り多くありませんでしたけれども、まったくニーズがないわけではございません。土日の町内における公共交通の問題は、高校生の方だけに限らず、すべての方に対する問題ですので、早急に対応する必要があると考えております。現在、地域公共交通活性化協議会によりアンケート調査を集計中でありまして、その結果も踏まえ活性化協議会でも検討しながら、なんらかの対応を早急に図りたいと考えております。交通事業者としての許認可を受けずに土日の輸送を行う場合には、利用者から料金を徴収することはできないこととなりますけれども、とりあえず当面の措置として、試行運転などの早急な対策をとることは必要であると認識しております。以上で、服部議員さんの一般質問に対する回答とさせていただきます。

- 議 長
- 3 番

答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

再質問はございませんが、学童保育等については、確かに就労を支えるという面の保育と、子ども達が住んでいる場所が非常に遠くなつて、近くで遊ぶことができないというようなことも含めて、また次の質問にも関わりますけれども、より充実した状態になるように教育委員会と地域が連携しながら、子ども達のためにできることを進めていただくように今度ともよろしくお願ひします。

バスの定期券の支援の方ですが、今のご回答では子育て支援というのは、手

厚くお金でやるのではなくというような回答もありましたが、この白川の中で高校生になるとやっぱり自宅から移住されているという方がきっかけになるのが高校生の境目ですので、このところの支援というものは、やはりこれは国や県のすべきことかもしれないですが、この白川町ではまったなしの状態ですので、少しでも考えられるべきところは予算を回していっていきべきではないかと私は考えます。今後とも要望していきたいと思います。

土日のバスにつきましては、やはり試行運転にしろ対応をなるべく早くできるように、試行錯誤をまず一歩ずつ始めるということをしていくべきではないかと思えます。よろしくをお願いします。

それでは最後の質問に移りたいと思います。やはり子育て支援に関するのですが、白川町の子どもの遊び場を校区内に、そして白川町内に持って、造ってきたいということについてでございます。白川町の少子化によって生じる問題を解決する視点での質問です。少しでもくいとめるためにという施策は、いわゆる予防策だと思えますが、少子化の環境というのは、これはもう受け入れなくてはいけないものだと思います。そういった中で生じている問題を解決していくことも同じように重要だと考えています。

子育て世代からは、遊び場が欲しいという声をよく聞きます。白川町では、お父さん、お母さんたちは公園を求めて富加の公園や、関市や長良川の公園に、または金山の児童館に遊びに行き、休日を過ごすことも聞いております。

今、私たちの生活は非常に効率化していますので、20年くらい前から子どもの遊びの世界もゲームですとかネットの世界に割かれ、個人遊びが多くなっています。白川町のような少子化の進んだ地域では、子ども同士が行き来できないので、その傾向はより大きく、十分な仲間遊びの経験を持たせたいとの思いは親や教育者の共通の思いではないでしょうか。仲間の中で遊べる白川っ子が育つために、遊ぶ機会はとても重要で、人格形成の栄養とも言えると思います。

町では同窓会の支援に力を入れています。私たち世代は、一緒に遊んだ何人か沢山の山の大勢で遊んだ経験がこの同窓生に繋がっているのではないのでしょうか。いつも子ども同士でつるんで遊んでた、そんな思い出というものが私たちをここまで育てているということは皆さん認識していることだと思います。子ども達が近くで、学校区でそれぞれ、小学生くらいまでの子が遊ぶ公園、そのどこかの公園は町外からも来るような公園を望みます。例えばツリーハウスのあるような公園、山の中に作るような公園、またはクオーレふれあいの里の中にあってもよいと思います。白川町に豊かな遊び場をつくる施策を進めることについて、町長に考えをお聞きいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは服部議員の質問に答弁させていただきます。以前、各自治会に遊び場を創ってほしいというような要望を聞いたことがありますけれども、町内で70か所以上の公園を創るという事は非常に難しいことでございますけれども、今回、各校下に遊び場ということであれば、現在学校開放もされておりますし、安全な

遊び場として利用いただけるというふうに考えておりました、そして遊具等も毎年多額の点検料を予算化してしておりますし、また必要な物の補充等も検討できるというふうに考えているわけでございまして、地域の学校がそうしたものにできないかというふうに考えておるところでございます。

それからもう1点、アウトドアパーク構想というのを自分が思ってもおりますし、その中でフォレストアドベンチャーなど高度なものから、森の散策まで幅広いものがあります。今、若い人たちに人気なのはボルタリングなどと並んでフォレストアドベンチャーだというふうに聞いております。フランス発祥のアウトドアパークですけれども、最大の特徴というのは、自分の行動と安全は自分で管理、守るという自立要素と、森林の自然環境の中を冒険して遊ぶという娯楽要素を高度に融合したことにあると聞いております。それは別としまして、森での楽しみ方は色々あると思います。

今、お話いただいていることは、その中のひとつの例でございますけれども、大野台の町有林に地域の有志の人達がツリーハウスやツリークライミングなどを創りたいという要望を承っております。自らが創るといふ楽しみを味わいたいということで、希望されておまして、是非協力をしていきたいなというふうに考えております。

それからクオーレにおきましても、遊具の設置等の要望もあり、ただ今研究調査中です。できれば林間を利用した木造遊具などがあればというふうに考えております。いずれにいたしましても、子ども達はどんなことにも興味を示し、すぐに遊びに転換をいたします。大人が型にはまったものを提供するより、子ども達の発想の中に、心の豊かさを身につけさせたいものだというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 3 番 再質問はございませんが、各自治会にというのは無理でしたら、各校区でしたら学校を利用するというようにありますが、学校というのはあくまでも教育委員会の下ですので、学校につくるにしても地域の方たちの協力といいますかそういうものが必要だと思います。こういう点で地域に向けてきちっと予算を出して、地域で作っていただけるような仕組み、教育委員会が作るだとか、行政が提供するというような考え方ではなく、地域でこれくらいの予算を取るのだとか、どれくらいの予算がいるのかと、そういったような要望もとりながらなるべく早く作ってあげてほしいなと思います。やはり小さいお子さんの場合には、保育園に気軽に行くというわけにはいきませんし、学校も開催している時に行くというわけにはいきませんので、そういう意味で学校やそうじゃない所に遊び場がほしいということが今回の質問の内容でもありますので、その辺も要望として伝えておきたいなと思います。

クオーレや大野台で、そのような動きがあるというようなことですので、これもしっかりと実現できるような形での官、民、協同ですか、そういった1歩、2歩も進められるような体制で是非とも実現できるように要望して私の質問を終わりたいと思います。

- 議 長 3番 服部圭子君の質問を終わります。これで、一般質問を終わります。ここで1時50分まで休憩します。(午後1時38分)
- 議 長 再開します。(午後1時50分)
- ◇日程第5 議第35号 白川町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 議 長 日程第5 議第35号「白川町中小企業・小規模企業振興基本条例について」を議題とします。
- 説明を求めます。企画課長。
(企画課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第35号 白川町中小企業・小規模企業振興基本条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号「白川町中小企業・小規模企業振興基本条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第6 発議第3号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 発議第3号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 説明を求めます。5番 渡邊昌俊君。
(5番 渡邊昌俊君 登壇)
- 5 番 発議第3号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
発議第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第7 議第36号 平成28年度白川町一般会計補正予算(第2号)
議第37号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第38号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 議 長 日程第7 議第36号「平成28年度白川町一般会計補正予算（第2号）」、議第37号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議第38号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」以上3件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を9月16日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月16日とすることに決定しました。
- ◇日程第8 認第1号 決算の認定について
- 議 長 日程第8 認第1号「決算の認定について」を議題とします。
なお、お手元に一般会計及び特別会計の決算書とともに、報第8号により所要の付属書類が配布されていますので、よろしくお願ひします。
それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。会計管理者。
（会計管理者 安江文郎君 登壇）
- 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。瀨瀨 監査委員。
（監査委員 瀨瀨利英君 登壇）
- 監査委員 ただ今、議長さんから報告を求められましたので、平成27年度決算審査結果について、ご報告申し上げます。
平成27年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月6日以来、延べ8日間にわたり各課の所管事項に係る事務事業につきその執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月18日、19日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。
なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検討いただき

ますよう、お願い申し上げまして、決算審査報告と致します。以上です。

- 議 長 決算審査の報告が終わりました。
- 議 長 お諮りします。
本件については、決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思
います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- 8 番 議長。ちょっと質問。
- 議 長 はい。
- 8 番 委員会条例の交付の日はいつか。
- 議 長 本日です。
- 8 番 本日だと予算審査常任委員会にはできない。
- 議 長 暫時休憩します。(午後2時35分)
- 議 長 失礼しました。16日に変更します。
- 議 長 再開します。(午後2時36分)
- 議 長 本件については、決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思
います。これにご異議ありませんか。
(「施行日が違ってはおかしい」の声あり)
- 議 長 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例については、16日から施工し
ます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 よって、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、決算審査
特別委員会審査を9月15日までに終わるよう期限を付したいと思
います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月15日とすることに決定し
ました。
- 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。こ
れにご異議ありませんか。
(「補正予算の審議はどうするのか」の声あり)
- 議 長 暫時休憩します。(午後2時44分)
- 議 長 再開します。(午後2時57分)
大変失礼をいたしました。委員会条例交付の日を16日といたします。16
日に行く予定でありました予算委員会を、14日、決算委員会終了後に行くよ
う変更いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、決算審査
特別委員会審査を9月15日までに終わるよう期限を付したいと思
います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月15日とすることに決定しました。
- 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
- 議 長 お諮りします。明日13日から15日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、13日から15日までの3日間は休会とすることに決定しました。
- 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月16日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。時間はおって連絡します。
なお、13日と14日は決算審査特別委員会を午前10時から、役場第1会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。
それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労様でした。
(午後2時59分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員